

# 医療及び疾病給付に関する条約 (第百三十号)

(未批准 仮釈)

門、すなわち、鉱業、採石業、製造業、建  
設業、電気業、ガス業、水道業、運輸業、  
倉庫業及び通信業におけるすべての企業を  
有する男子をいう。

(i) 「資格期間」とは、所定の拠出期間、雇  
用期間若しくは居住期間又はこれらの所定  
の組合せをいう。

(j) 「疾病」とは、すべての病的状態（原因  
のいかんを問わない。）をいう。

(k) 「医療」とは、関連する給付を含む。

(l) 「標準受給者」とは、妻及び一人の子を

いう。

(d) 「居住」とは、加盟国の領域内に通常居  
住することをいい、「居住者」とは、加盟  
国の領域内に通常居住する者をいう。

(e) 「被扶養者である」とは、所定の場合に  
存在すると推定される被扶養の状態をい  
う。

国際労働機関の総会は、  
理事会によりジュネーヴに招集され、千  
九百六十九年六月四日にその第五十三回会期  
として会合し、

この会期の議事日程の第五議題である千九  
百二十七年の疾病保険（工業）条約及び千九  
百二十七年の疾病保険（農業）条約の改正に  
関する提案の採択を決定し、

この提案が国際条約の形式をとるべきであ  
ることを決定したので、

次の条約（引用に際しては、千九百六十九  
年の医療及び疾病給付条約と称することがで  
きる。）を千九百六十九年六月二十五日に採  
択する。

## 第一部 一般規定

### 第一条

この条約において、

(a) 「法令」とは、法令及び社会保障に関する規約をいう。

(b) 「所定の」とは、国内法令により又はこれに基づいて決定されたことをいう。

(c) 「工業的企業」とは、経済活動の次の部

(f) 「妻」とは、その夫の被扶養者である妻  
をいう。

(g) 「子」とは、次の者をいう。  
（i）義務教育終了年齢又は十五歳のいざれ  
か高い方の年齢に達しない子。ただし、  
第二条の規定に基づいて宣言を行なつた  
加盟国は、その宣言が効力を有する間、  
「子」とは義務教育終了年齢又は十五歳  
に達しない子をいうものとしてこの条約  
を適用することができる。

(ii) 所定の条件の下においては、(i)に定め  
る年齢よりも高い所定の年齢に達しない  
子であつて、徒弟訓練生若しくは学生で  
あるもの又は慢性疾患若しくは病弱のた  
め有償活動に従事することができないも  
の。ただし、国内法令が「子」とは(i)に  
定める年齢よりも相当に高い年齢に達し  
ない子をいうと規定している場合には、  
この要件は、満たされたものとみなされ

1 経済及び医療施設が十分に発達していな  
い加盟国は、批准の際に行なう宣言によ  
り、第一条(g)(i)、第十一条、第十四条、第  
二十条及び第二十六条の暫定的例外規定  
を援用することができる。この宣言には、  
その援用の理由を述べるものとする。

2 1の規定に基づいて宣言を行なつた各加  
盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規  
定に基づいて提出するこの条約の適用に關  
する報告において、自國が援用しているそ  
れぞれの例外規定について次のいづれかの  
ことを述べるものとする。

(a) 当該規定を援用する理由が存続してい  
ること。  
(b) 当該規定を援用する権利を一定の日以  
後放棄すること。

3 1の規定に基づいて宣言を行なつた各加  
盟国は、その宣言に適合しかつ事情が許す  
場合には、次のことを行なう。

- (a) 保護対象者の数を増加すること。  
 (b) 支給する医療の範囲を拡大すること。  
 (c) 疾病給付の期間を延長すること。

### 第三条

#### 1 法令によつて被用者を保護する加盟国

は、批准の際に行なう宣言により、農業的職業から成る部門の被用者であつてその批准の時にこの条約の基準に適合する法令によつてまだ保護されていないものをこの条約の適用から一時的に除外することができること。

#### 2 1の規定に基づいて宣言を行なつた各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に基づいて提出するこの条約の適用に関する報告において、農業的職業から成る部門の被用者についてこの条約がどの程度に実施されているか及び実施されようとしているか並びにそれらの被用者にこの条約を適用するために達成された進歩を示すものとし、報告すべき変更がない場合には、すべての適当な説明を行なう。

3 1の規定に基づいて宣言を行なつた各加盟国は、その後、国際労働事務局長に対し、批准の時に除外した種類に属する者についてこの条約の義務を受諾する旨を通告することができる。

### 第五条

#### 1 この条約を批准する加盟国は、次の種類に属する者がこの条約で要求される給付に少くとも総額において等しい給付を支給

### 第四条

(a) 船員（漁船員を含む。）  
 (b) 公務員

する特別の制度によつて保護されている場合には、批准の際に行なう宣言により、この条約の適用からそれらの者を除外することができる。

- (c) あつて使用者のために労働するもの  
 (d) その他の種類の被用者であつて、(a)及び(b)の規定に基づいて除外される以外の被用者の総数の十パーセントをこえないもの

### 第六条

(a) 船員（漁船員を含む。）  
 (b) 公務員

#### 2 1の規定に基づく宣言が適用される場合には、当該加盟国は、

(a) 第五条(c)、第十条(b)、第十一条、第十

九条(b)及び第二十条に規定する百分率を

計算するにあたつて考慮される者の数から、この条約の適用から除外される種類

に属する者を除外することができる。

(b) 第十条(c)に規定する百分率を計算するにあたつて考慮される者の数から、この

条約の適用から除外される種類に属する者並びにその妻及び子を除外することができる。

### 第七条

保護の対象となる事故には、次のものが含まれる。

(a) 治療的性質の医療の必要及び所定の条件の下における予防的性質の医療の必要  
 (b) 疾病に起因しあつ所得の停止を伴う労働不能であつて国内港令で定めるもの

### 第二部 医療

#### 1 法令によつて被用者を保護する加盟国は、

必要に応じて、この条約の適用から次の者を除外することができる。

(a) 臨時に雇用される者  
 (b) 使用者と同居する使用者の家族の構成員

各加盟国は、第七条(a)の事故につき、所定の条件に従い保護対象者に対して治療的又は

予防的性質の医療の支給を確保する。

## 第九条

第八条の医療は、保護対象者の健康、労働能力及び自己の用を弁ずる能力を維持し、回復し又は増進するために与えられる。

## 第十一条

第七条(a)の事故に関する保護対象者は、次のいずれかとする。

- (a) すべての被用者（徒弟訓練生を含む。）並びにその妻及び子
- (b) 全経済活動人口の七十五パーセント以上を構成する所定の階層の経済活動人口並びにその階層に属する者の妻及び子
- (c) すべての居住者の七十五パーセント以上を構成する所定の階層の居住者

## 第十二条

第二条の規定に基づいて行なわれた宣言が適用される場合には、第七条(a)の事故に関する保護対象者は、次のいずれかとする。

- (a) すべての被用者の二十五パーセント以上を構成する所定の階層の被用者並びにその妻及び子
- (b) 工業的企業におけるすべての被用者の五十九パーセント以上を構成する工業的企業の所定の階層の被用者並びにその妻及び子

## 第十三条

障害、老齢、扶養者の死亡又は失業について社会保障給付を受けている者並びに適当な場合にはその妻及び子は、第七条(a)の事故につ

き、所定の条件の下に引き続き保護される。

## 第十四条

第八条の医療には、少なくとも次のものが含まれる。

- (a) 一般医の診療（往診を含む。）
- (b) 病院における入院患者及び通院患者に対する専門医の診療並びに病院外で行なわれる専門医の診療
- (c) 医師その他の資格のある者の処方による必要な薬剤の支給
- (d) 必要な場合の入院
- (e) 所定の歯科診療
- (f) 所定の医学的リハビリテーション（補装具及び整形外科的治療装具の支給、保守及び更新を含む。）

## 第十五条

第二条の規定に基づいて行なわれた宣言が適用される場合には、第八条の医療には、少なくとも次のものが含まれる。

- (a) 一般医の診療（可能な場合には、往診を含む。）
- (b) 病院における入院患者及び通院患者に対する専門医の診療並びに、可能な場合に病院外で行なわれる専門医の診療
- (c) 医師その他の資格のある者の処方による必要な薬剤の支給
- (d) 必要な場合の入院

## 第十六条

1 第八条の医療は、事故の全期間にわたつて支給される。  
2 受給者が保護対象者の種類に属しなくなる場合には、当該受給者がその種類に属していた間に発生した疾病について医療を受ける権利は「二十六週を下回らない所定期間に制限することができる。ただし、その医療は、当該受給者が疾病給付を引き続ぎ受けている間は、停止されない。

- 3 2の規定にかかわらず、医療の期間は、長期の医療を要すると認められる所定の疾患については、延長するものとする。

## 第十七条

加盟国の法令により受給者又はその扶養者が第八条の医療の費用を分担することとなる場合には、その費用の分担に関する規則は、過重な負担とならずかつ医療的及び社会的保護の効果をそこなわないようなものとする。

## 第十八条

各加盟国は、第七条(b)の事故につき、所定

加盟国の法令が第八条の医療を受ける権利

の条件に従い保護対象者に対して疾病給付の支給を確保する。

## 第十九条

第七条(b)の事故に関する保護対象者は、次のいずれかとする。

- (a) すべての被用者（徒弟訓練生を含む。）
- (b) 全経済活動人口の七十五パーセント以上を構成する所定の階層の経済活動人口
- (c) 事故期間中における生計手段が第二十四条の要件に適合する所定の限度をこえないすべての居住者

## 第二十条

第二条の規定に基づいて行なわれた宣言が適用される場合には、第七条(b)の事故に関する保護対象者は、次のいずれかとする。

- (a) すべての被用者の二十五パーセント以上を構成する所定の階層の被用者
- (b) 工業的企業におけるすべての被用者の五十パーセント以上を構成する工業的企業の所定の階層の被用者

## 第二十一条

第十八条の疾病給付は、定期的支払金とし、次の方で計算する。

- (a) 被用者又は経済活動人口の階層が保護される場合には、第二十二条又は第二十三条の要件に適合する方法
- (b) 事故期間中における生計手段が所定の限度をこえないすべての居住者が保護される場合には、第二十四条の要件に適合する方

## 法

### 第二十二条

1 この条の規定の適用を受ける定期的支払金については、給付の額に事故期間中に支払われる家族手当の額を加えた額は、第七

条(b)の事故に関し、標準受給者につき、少なくとも、受給者の従前の所得と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支払われる家族手当の額との合計額の六十パーセントに達しなければならない。

2 受給者の従前の所得は、所定の規則に従つて計算するものとし、保護対象者がその所得に従つて階層に分類されている場合には、その者の従前の所得は、その者が属していた階層の基準所得によつて計算することができる。

3 給付の額又は給付の計算にあたつて考慮される所得については、所定の最大限度を設けることができる。この最大限度は、受給者の従前の所得が熟練男子筋肉労働者の賃金に等しいか又はそれより低い場合には、1の規定が満たされるように定める。

4 受給者の従前の所得、熟練男子筋肉労働者の賃金、総代及び家族手当は、同一の時を基準として計算する。

- 5 標準受給者以外の受給者については、給付は、標準受給者に対する給付と均衡を保つものとする。
- 6 この条の規定の適用上、熟練男子筋肉労働者は、次のいずれかとする。
- (a) 電気機械以外の機械の製造業における取付工又は旋盤工
  - (b) 7の規定による典型的な熟練労働者と認められる者
  - (c) すべての保護対象者のうちの七十五パーセントの者の所得に等しいか又はこれをこえる所得がある者。この所得は、一年以下の所定の期間を基礎として決定する。
- 7 6(b)の規定の適用上、典型的な熟練労働者と認められる者は、経済活動に従事する者のうち第七条(b)の事故についての男子である保護対象者の最大多数を擁する大分類の経済活動中これら保護対象者の最大多数を擁する中分類の経済活動において雇用される者とする。このため、国際連合経済社会理事会が千九百四十八年八月二十七日にその第七回会期において採択した全経済活動の国際標準産業分類(千九百六十八年までの改正を含み、この条約の附属書に掲げる。)又はさらに改正されることがある同分類を使用する。
- 8 給付の額が地域によつて異なる場合には、熟練男子筋肉労働者は、6及び7の規定に従つて地域ごとに決定することができる。

9 熟練男子筋肉労働者の賃金は、労働協約

により、国内法令が適用されるときはこれにより若しくはこれに基づき、又は慣習により定められる通常の労働時間に対する賃金を基準として、生計費手当があるときはこれを含めて、決定する。この賃金が地域によつて異なり、かつ、8の規定が適用されない場合には、中央値の賃金を採用する。

第二十三条

- 1 この条の規定の適用を受ける定期的支払金については、給付の額に事故期間中に支払われる家族手当の額を加えた額は、第七条(b)の事故に関し、標準受給者につき、少なくとも、普通成年男子労働者の賃金と標準受給者と同一の家族的責任を有する保護対象者に支払われる家族手当の額との合計額の六十パーセントに達しなければならない。
- 2 普通成年男子労働者の賃金、給付及び家族手当は、同一の時を基準として計算する。
- 3 標準受給者以外の受給者については、給付は、標準受給者に対する給付と均衡を保つものとする。
- 4 この条の規定の適用上、普通成年男子労働者は、次のいずれかとする。
  - (a) 電気機械以外の機械の製造業における典型的な未熟練労働者と認められる者
  - (b) 5の規定による典型的な未熟練労働者

と認められる者

5 4(b)の規定の適用上、典型的な未熟練労働者と認められる者は、経済活動に従事する者のうち第七条(b)の事故についての男子である保護対象者の最大多数を擁する大分類の経済活動中これらの保護対象者の最大多数を擁する中分類の経済活動において雇用される者とする。このため、国際連合経済社会理事会が千九百四十八年八月二十七日にその第七回会期において採択した全經濟活動の国際標準産業分類（千九百六十八年までの改正を含み、この条約の附属書に掲げる。）又はさらに改正されることがある同分類を使用する。

- 6 給付の額が地域によつて異なる場合には、普通成年男子労働者は、4及び5の規定に従つて地域ごとに決定することができる。
- 7 普通成年男子労働者の賃金は、労働協約により、国内法令が適用されるときはこれにより若しくはこれに基づき、又は慣習により定められる通常の労働時間に対する賃金を基準として、生計費手当があるときはこれを含めて、決定する。この賃金が地域によつて異なり、かつ、6の規定が適用されない場合には、中央値の賃金を採用する。

第二十四条

(a) 給付の額は、所定の給付表又は権限のある公の機関が所定の規則に従つて定める給付表によつて決定する。

(b) (a)の額は、受給者及びその家族の他の生計手段が所定の規則に従つて定める相当な額をこえる場合には、その限度においてのみ減額することができる。

(c) 給付及び他の生計手段の合計額から(b)に規定する相当な額を控除した額は、受給者及びその家族が健康なかつ人間たるにふさわしい生活を営むために十分なものであり、かつ、第二十三条の要件に従つて計算される給付を下回らないものとする。

(d) この条約に基づいて支払われる疾病給付の総額が、第二十三条及び第十九条(b)の規定を適用して得られる給付の総額を少なくとも三十パーセント上回る場合には、(c)の規定は、満たされたものとみなす。

第二十五条

加盟国の法令が第十八条の疾病給付を受けることを条件としている場合には、この資格期間の条件は、給付を受ける権利を保護対象者の種類に通常属する者から奪うようなものであつてはならない。

第二十六条

1 第十八条の疾病給付は、事故の全期間にわたつて支給する。ただし、給付の支給期



代表者の参加について規定するものとする。

- (c) 国内法令は、公の機関の代表者の参加についても同様に規定することができる。

### 第三十二条

各加盟国は、自国の領域内において、通常そこに居住し又はそこで就業する非内国民に対し、この条約に定める給付を受ける権利について内国民に与える待遇と均等の待遇を与えることを確保する。

### 第三十三条

1 次の条件を満たす加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体が存在する場合には、それらの団体と協議の上、この条約の第二部及び第三部の特定の規定の適用を一時的に排除することができる。ただし、その適用排除がこの条約の基本的な保障を根本的に減損し又は阻害しないことを条件とする。

- (a) 第二条及び第三条の例外及び除外の規定を援用することなしにこの条約の義務を受諾したこと。

- (b) この条約に規定する給付よりも全体として高額の給付を支給し、かつ、医療及び疾病給付に関するその支出の合計が国民所得の少なくとも四パーセントに達すること。

- (c) 次の三条件のうち少なくとも一条件を満たすこと。

(i) 第十条(b)及び第十九条(b)で要求される百分率に少なくとも十を加えた百分率の経済活動人口を保護し、又は第十条(c)で要求される百分率に少なくとも十を加えた百分率のすべての居住者を保護すること。

(ii) 第十三条の医療よりも相当高い水準の治療的及び予防的性質の医療を支給すること。

(iii) 第二十二条及び第二十三条で要求される百分率に少なくとも十を加えた百分率に相当する疾病給付を支給すること。

2 1の適用排除を行なつた各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に基づいて提出するこの条約の適用に関する報告において、その適用排除に関する自国の法律及び慣行の現況並びにこの条約の条項の完全な適用のために達成された進歩を示すものとする。

### 第三十四条

この条約は、次のものには適用しない。

- (a) 当該加盟国についてこの条約が効力を生ずる日前に生じた事故
- (b) 当該加盟国についてこの条約が効力を生ずる日後に生ずる日後について支給される給付であつてこの給付を受ける権利がその日前の期間に由来するもの

## 第五部 最終規定

### 第三十五条

この条約は、千九百二十七年の疾病保険（工業）条約及び千九百二十七年の疾病保険（農業）条約を改正するものである。

### 第三十六条

1 千九百五十二年の社会保障（最低基準）条約第七十五条の規定に従い、同条約第三部の規定及び同条約の他の部の関係規定は、この条約を批准した加盟国につき第三条の規定に基づく宣言が適用されない場合において、その加盟国がこの条約によつて拘束される日から適用されなくなる。

2 この条約の義務の受諾は、第三条の規定に基づく宣言が適用されないことを条件として、千九百五十二年の社会保障（最低基準）条約第二条の規定の適用上、同条約第三部の規定及び同条約の他の部の関係規定の義務の受諾を構成するものとみなす。

### 第三十七条

この条約で規定する問題に関して総会が将来採択する条約にその旨の規定がある場合は、新条約で指定するこの条約の規定は、新条約を批准した加盟国につき、新条約が当該加盟国について効力を生ずる日から適用されなくなる。

## 第三十八条～第四十五条

### （最終条項）（略）

(第百三十九号条約参照)

附屬書 全經濟活動の国際標準産業

分類 (抄)

大分類 1 農業、狩猟業、林業及び漁業

中分類 13 漁業

小分類 130 漁業

大分類 7 運輸業、倉庫業及び通信業

中分類 71 運輸業及び倉庫業

小分類 712 水上運輸業

(出典 ILO条約・勧告集 第7版)